

## 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求について（答申）

地方自治法第244条の4第2項の規定により諮問された、諮問第1号「公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求について」について、下記のとおり答申する。

### 記

本件は、鎌倉市おなり子どもの家の入所申請について、処分庁が行った入所保留処分に対し、当該処分の取り消しを求めて審査請求が行われたものであるが、その後、同施設に欠員が生じたことにより、当該児童は入所が承認され、現在も利用していることから、処分庁が行った入所保留処分の効果は既に消滅していると考えられる。こうしたことから、本件審査請求については、却下とすることが妥当であると判断する。

なお、施設入所申請時に提出する子どもの家入所申請書において、特別な配慮の要否を判断できるような工夫はすべきであり、今後は、実情をより詳細に把握することができるよう、同申請書の様式の改善のみならず、面談の実施を含め申請者に寄り添った丁寧な対応を求めるものである。